

生徒心得

1 礼儀

- (1) 自己に誇りをもつと同時に、相互に尊敬しあえる人間関係を形成し、品位をもった言動を心がけること。
- (2) 言葉遣いをはじめ社会人にふさわしいマナーを身につけるよう心がけること。

2 校内生活

- (1) 登校より下校までの間は許可なくして校外に出ないこと。
- (2) 頭髪や服装は、生徒にふさわしい質素で清潔であるように努めること。
「服装・頭髪規定」は、別に定める。
- (3) 校舎や校具は大切に取り扱い、万一誤って破損、亡失汚損したときは直ちに破損届に記入し、担任へ提出すること。この場合原則として弁償しなければならない。
- (4) 体育授業時等の更衣は所定の場所で行うこと。
- (5) 持ち物には必ず記名し、貴重品は預けるなど管理し、盗難予防に留意すること。

3 校外生活

- (1) 常に本校生としての自覚をもち、恥ずかしくない行動をすること。
- (2) 交通道德をよく守り、他人に迷惑をかけないようにすること。
- (3) 法律や青少年愛護条例違反など違法行為は絶対にしないように自分を律すること。
- (4) 交際は相互に人格を尊重しあい、相手の心身を傷つけたり、他人から誤解されたりするような行動は慎むこと。
- (5) アルバイトは原則として禁止する。やむを得ないときは担任に相談し、アルバイト承認願を提出して許可を受けること。無断で行わないこと。

4 所持品と遺失物

- (1) 学校生活に不要なものは持参しないこと。
- (2) 遺失物があるときは、直ちに紛失届に記入し担任に申し出ること。
- (3) 拾得物があるときは、直ちに担任もしくは生徒指導部に届け出ること。

5 通学

- (1) 登下校の通学は、本校所定の通学路を必ず通ること。
- (2) 本校までの自転車通学を許可される者は次の地域より通学する者とし、「自転車通学許可願」を提出し、本校所定の許可シールを付けること。

(許可される地域)

J R生野駅より北もしくは真弓地区より南の地域

- (3) 自転車通学の安全について
 - ① 道路の通行は、危険防止のため1列での左側通行を遵守すること。
 - ② 雨天時は、カッパを着用すること。
 - ③ その他、交通法規を遵守し、安全に配慮し通学すること。

6 携帯電話・スマートフォンについて

- (1) 携帯電話・スマートフォンの学校敷地内持ち込みは許可するが、原則学校敷地内では電源を切り、使用しないこと。ただし、放課後に限り、生徒昇降口から校舎外(校門まで)において、「下校のための家庭連絡」のみ校内での使用を認める。
- (2) 「生高生スマホ利用の7か条」(平成29年10月施行)を守るよう心がけ、携帯電話・スマートフォン等の利用におけるモラルやマナーを身につけるよう心がけること。

(生高生スマホ利用の7か条)

- 1 歩きスマホはしない。
- 2 個人情報やネット上に載せない。
- 3 SNS上に友人の写真を許可なく載せたり、位置情報が分かる写真を載せない。
- 4 メールやネット上で個人や特定の団体を誹謗中傷するような書き込みをしない。
- 5 アプリをダウンロードする際は「無料」でも利用規約を確認するようにする。
- 6 試験期間中(1週間前～最終試験日)は、夜20時以降のメールやSNSなどの返信を行わないようにする。
- 7 一度投稿した情報は二度と消えないことを意識する。